

■第1回狛江市教育振興基本計画改定検討委員会 次第

1 日 時 令和6年6月4日（火）午後6時30分

2 場 所 狛江市防災センター3階会議室

3 議 題

(1) 教育長あいさつ

(2) 議事

1. 委員長・副委員長の選任について
2. 諮問
3. 会議の公開と会議録の作成・公開について
4. 第3期狛江市教育振興基本計画の改定について
5. 関連計画等について

(3) その他

(資料)

- 資料1 狛江市教育振興基本計画改定検討委員会委員名簿
- 資料2 狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則
- 資料3 狛江市教育振興基本計画の改定について（諮問）（写）
- 資料4 会議の公開と会議録の作成・公開について（案）
- 資料5 第3期狛江市教育振興基本計画（教育大綱）の改定について
- 資料6 第3期狛江市教育振興基本計画改定スケジュール（予定）
- 資料7 第3期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）（市）
- 資料8-1 第4期教育振興基本計画（国） 概要
- 資料8-2 第4期教育振興基本計画（国） リーフレット
- 資料9-1 東京都教育ビジョン（第5次）（都）概要
- 資料9-2 東京都教育ビジョン（第5次）（都）ダイジェスト版
- 資料10 東京都教育施策大綱（都） 子供版
- 資料11 関連計画の国・都・市の比較
- 資料12 第4次基本構想・後期基本計画の策定について（市基本計画）

## ■ 狛江市教育振興基本計画改定検討委員会委員名簿

区分	選出分野等	氏名	所属等
学識 経験者	教育行政に識見を有する者	坂本 和良	帝京大学大学院 教職研究科長 教授
教育 関係者	狛江市立小中学校長代表	荒川 元邦	狛江市立狛江第一小学校校長
	P T A代表	上田 英司	狛江市立学校P T A連合会会長
	社会教育委員	塚越 博道	狛江市社会教育委員の会議委員長
	有識者	半澤 嘉博	東京家政大学 児童学部 初等教育学科 特任教授
	有識者	米田 瑠美	認定特定非営利活動法人カタリバ ユースワーク統括
	教育部長	波瀬 公一	狛江市教育委員会教育部長
公募市民委員		梶川 朋	
		鈴木 晃子	

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、狛江市教育振興基本計画の改定に向けた議論を行うため、狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）第2条第2項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置する狛江市教育振興基本計画改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議及び答申する。

- (1) 狛江市教育振興基本計画の素案に関すること。
- (2) その他狛江市教育振興基本計画の改定に関して必要なこと。

(委員)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 教育関係者 6人以内
- (3) 公募市民 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事項の審議及び答申が終わるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 検討委員会は、必要に応じて検討委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員長が指名する検討委員会の委員をもって構成し、委員長がこれを指名する。

3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、委員長がこれを指名する。

4 前2項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、第5条及び前条の規定を準用する。この場合において、第5条及び前条中「検討委員会」とあるのは「ワーキンググループ」と、「委員長」とあるのは「リーダー」と、「副委員長」とあるのは「サブリーダー」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

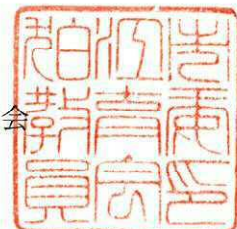
第9条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の協議により定める。



狛教教学発第000195号  
令和6年6月4日

狛江市教育振興基本計画  
改定検討委員会委員長 様

狛江市教育委員会



狛江市教育振興基本計画の改定について（諮問）

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則第2条の規定に基づき、狛江市教育振興基本計画の素案及び狛江市教育振興基本計画の改定に関して必要な事項の検討について、貴委員会に諮問します。

**■会議の公開と会議録の作成・公開について（案）**

- 会議は原則公開とし、傍聴も許可する。ただし、公開することが相応しくないと認められるときに限り、会議の冒頭で委員会に諮ったうえで、非公開とすることができる。

**【狛江市市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（抄）】****（会議の公開）**

第10条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。

**（会議録の作成と公表）**

第12条 市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

- 会議録は、原則公開・要点筆記とする。
- 会議録における発言者の表記は、「委員長」「副委員長」「〇〇（苗字のみ）委員」とし、委員の確認を経て、正式決定とする。

**【狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領（抄）】****（会議録の記載事項）**

第3条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者の氏名（事務局職員等を含む。）
- (4) 会議に付した案件
- (5) 提出資料
- (6) 会議の内容
- (7) その他当該会議において必要と認めた事項

**（会議内容の記録方法等）**

第4条 前条第6号に規定する会議の内容は、詳細又は要点若しくは結論のみを記録するものとし、審議会等の長が当該会議の性格等を考慮し、当該会議の冒頭で諮り、そのいずれかについて決定するものとする。

## 第3期狛江市教育振興基本計画(教育大綱)改定について

### I 現状と課題

第3期狛江市教育振興基本計画では、困難な状況下にあっても「学びを止めない」方針のもとに、工夫や改善を加えて教育の振興を図ってきました。

学校教育においては、確かな学力を育むためにGIGAスクール構想<sup>\*1</sup>の一環として児童生徒に一人1台のタブレット端末を配備し、デジタル技術が活用できる学習環境に整え、個別最適な学びの実現を推進しました。また、特別支援教育やいじめ・不登校等の多様な課題に対応するため、専門家の協力及び産学官民の協働による教育の充実を図りました。そして、令和4年度から、学校が核となるコミュニティ・スクール制度<sup>\*2</sup>の導入とともに、教育の質の向上を図る地域学校協働本部も設置しました。

今後も、個別最適な学習や協働的な学びを通じて、知・徳・体のバランスのとれた基礎的・基本的な知識・技能の習得と課題解決力の育成が求められます。加えて、多様な考えを尊重し合意形成を図るための社会性等を育むことが重要です。また、児童生徒の学びを支える教職員の働き方が課題となっており、学校教育を継続的に支える仕組みの構築が必要です。

社会教育においては、全ての世代を対象として、公民館や図書館等の社会教育施設の活用や産学官民の協働による生涯に渡る学びの環境づくりを推進しました。

地域コミュニティの維持・活性化への貢献、社会の変化に対応した学習機会の提供や多文化共生など、誰一人取り残されることない社会の実現に向けた教育の推進が課題となっており、今後は、全ての市民が生涯にわたり学び、活動ができる創造的な空間づくりと持続可能な社会教育システムの構築が必要とされています。

スポーツの分野においては、オリンピックレガシー<sup>\*3</sup>として、その本質や価値を尊重し、スポーツを通じて精神的な充実や楽しさ、喜びを感じるとともに、すべての人々がスポーツを楽しむ環境づくりとして産学の協力体制を整備しました。

スポーツの力を活かし、他者尊重の精神の醸成や健康の増進からコミュニティの再構築につなげていくことが重要であります。

歴史への理解と継承の視点からは、狛江の歴史を身近に感じられるように古民家園のイベントや古墳巡り等の体験の機会を充実させました。

長い歴史の中で、生まれ、育まれてきた、地域の文化財の保存と活用が課題となっており、守り伝えられてきた貴重な地域の財産を次世代に引き継いでいくことが責務となっています。

\*1 GIGAスクール構想：1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、児童生徒へ公正に個別最適化される教育ICT環境を実現すること

\*2 コミュニティ・スクール制度：学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む仕組みのこと

\*3 オリンピックレガシー：オリンピック競技大会の有益な遺産のこと

## II 改定の考え方

現行の第3期狛江市教育振興基本計画は、「狛江市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、狛江市前期基本計画（第2期総合基本計画）に基づく狛江市の教育分野のマスタープラン、狛江市の教育分野における総合的な施策大綱（狛江市教育大綱）として令和2年3月に策定され、令和6年度に終期を迎え、同じく、狛江市前期基本計画（第2期総合基本計画）についても改定時期を迎えます。

国の教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）及び新たな東京都の教育ビジョンを参酌し、全ての市民のウェルビーイング\*4に向けて、将来を見据えた長期的な視点を持ちながら、持続可能な教育行財政を目指し、現状と課題を踏まえ、教育理念や教育目標の見直しも視野に入れ、第4期狛江市教育振興基本計画（教育大綱）を策定します。

### 【基本的事項】

◆名称 次期計画の名称は、「第4期狛江市教育振興基本計画（教育大綱）」とする。

◆計画期間 計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とする。

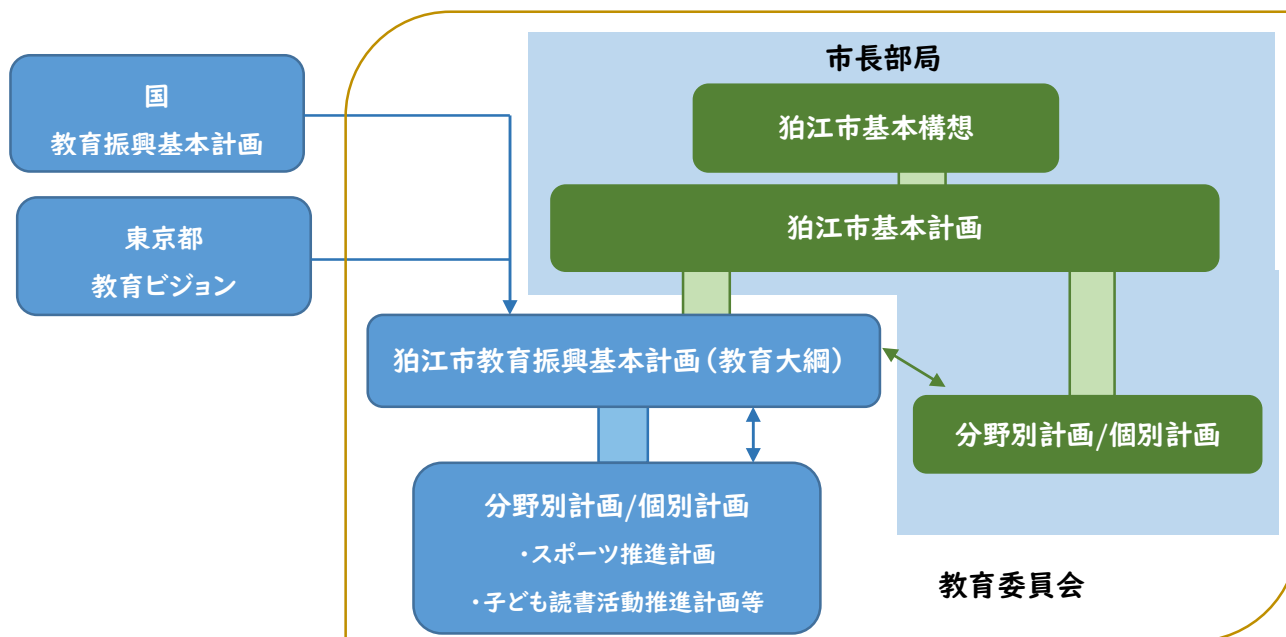
ただし、急激な社会情勢の変化や関連計画の改定等により、市の教育行政を取り巻く環境に著しい変化が生じたときには、計画の見直しも含め、柔軟に対応するものとするが、原則として教育振興基本計画実施計画をローリングすることで、新たな教育課題へ柔軟に対応する。

### 【計画の位置付け】

根拠 教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育基本法第17条第2項）

市の教育等における総合的な施策大綱（地方行政の組織及び運営に関する法律第1条の3）

なお、市の教育以外の分野の各種計画と整合性を図るほか、国や都の関連計画も参酌し、関係部局や他の行政機関の取組とも調和しながら市の教育行政全般を推進する。



\*4 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態であることを表すもので、短期的な幸福のみならず生きがいや人生の意義など将来に渡る持続的な幸福を含む概念



### Ⅲ 新教育理念及び新教育目標(案)

教育理念及び教育目標については、延べ4回の狛江市教育委員会協議会(以下、教育委員会協議会とします)<sup>\*5</sup>において、教育委員で議論を重ね検討し、ここに案として示すものです。

第4期狛江市教育振興基本計画を策定する過程において、様々な視点から精査し練り上げ、最終的に決定するものです。

#### 【新教育理念(案)】

- 子どもたち一人ひとりが、人格の形成と互いの個性の尊重を基本として、地域や社会の中で自立し、健康で幸福に生きていく力を身につけ、狛江で受けた教育を誇りとして、平和で心豊かな共生社会を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。
- 市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、健やかで豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって学び、適切に活かすことのできる社会の実現を図る。

#### ※ ポイント

メッセージをより簡潔にわかりやすく伝えるため言葉を精査するとともに、日本社会に根差したウェルビーイングを目指す姿勢や持続可能な社会の創り手を育成する観点について、現行の教育理念から継承した。加えて、多様性を尊重する社会の実現を図る視点から「平和で心豊かな共生社会を築き発展させる」といった新たな表現を盛り込んだ。また、「狛江で受けた教育を誇りとして」及び「その生涯にわたって学び」という表現に、市民一人ひとりが、郷土を愛し、生涯にわたって主体的な学びを実現していく姿を託した。

#### 【新教育目標(案)】

- (1) 互いの生命と人格・人権を尊重し、地域を愛し社会に貢献する意識の醸成
- (2) 知・徳・体の調和がとれた力をはぐくみ個性や創造力を伸ばす学校教育の充実
- (3) 生涯にわたり主体的に学ぶことができる学習環境と運動環境の整備と拡充

#### ※ ポイント

現教育目標の普遍的価値観を継承しつつ、メッセージをより簡潔にわかりやすく伝えるため言葉を精査するとともに、新教育理念(案)の実現を念頭に、これから目指すべき方向性について、現状と課題を踏まえ、より具体的にイメージできるよう表現を工夫した。

---

\*5 教育委員会協議会：教育委員会における議案等の事前準備として教育委員間の意見調整等のために任意に設ける会議であり、教育委員全員の合意の下に開催する会議

※ 対比表

	新(案)	現行
教育理念	子どもたち一人ひとりが、人格の形成と互いの個性の尊重を基本として、地域や社会の中で自立し、健康で幸福に生きていく力を身につけ、狛江で受けた教育を誇りとして、平和で心豊かな共生社会を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。	未来を担う子どもたち一人ひとりが、人格の形成と互いの個性の尊重を基本として、地域や社会の中で自立し健康で幸福に生きていく力を身につけ、狛江で受けた教育を誇りとして、少数者の立場も尊重し、自由に意見を交わして真理を探求し、平和で心豊かな明るい相互扶助の社会を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。
	市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、健やかで豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって学び、適切に活かすことのできる社会の実現を図る。	市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現を図る。
教育目標	(1) 互いの生命と人格・人権を尊重し、地域を愛し社会に貢献する意識の醸成	(1) 互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成
	(2) 知・徳・体の調和がとれた力をはぐくみ個性や創造力を伸ばす学校教育の充実	(2) 確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
	(3) 生涯にわたり主体的に学ぶことができる学習環境と運動環境の整備と拡充	(3) すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

## IV 検討体制

教育委員会の附属機関として、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会（以下、検討委員会とします）を設置し、事務局を教育部学校教育課教育庶務係とします。

検討委員会は、学識経験者、教育関係者、公募市民により構成し、教育長からの諮問に基づき、計画案を検討・答申します。また、同時に教育委員会協議会が提示した新教育理念（案）及び新教育目標（案）に関して、意見を述べます。

なお、検討委員会の教育関係者については、校長会代表、PTA代表、社会教育委員といった狛江の教育に直接関わる当事者に加え、教育分野の各課題について知見を有する有識者に委員としての参画を依頼する予定です（調整中）。

また、検討委員会を補佐するため、教育部管理職によるワーキンググループを設置し、検討委員会の求めに応じて資料作成等を行い、必要に応じて検討委員会へ出席します。

検討委員会構成

区分	選出分野等
学識経験者（1）	教育行政に識見を有する者
教育関係者（6）	①校長会代表
	②PTA代表
	③社会教育委員
	④有識者
	⑤有識者
	⑥教育部長
公募市民委員（2）	

ワーキンググループ構成

役職
教育部長
学校教育課長
教育支援課長
指導室長
社会教育課長
公民館長
図書館長

### \* 基礎資料作成等

検討委員会における検討のための基礎資料とするため、小中学生アンケートや関係団体等ヒアリングを行います。

#### ① 小中学生アンケート（案）

- ・対象 市立小学校5・6年生及び市立中学校2年生
- ・方法 Logo フォームによるインターネットアンケート

#### ② 関係団体等ヒアリング（案）

- ・対象団体

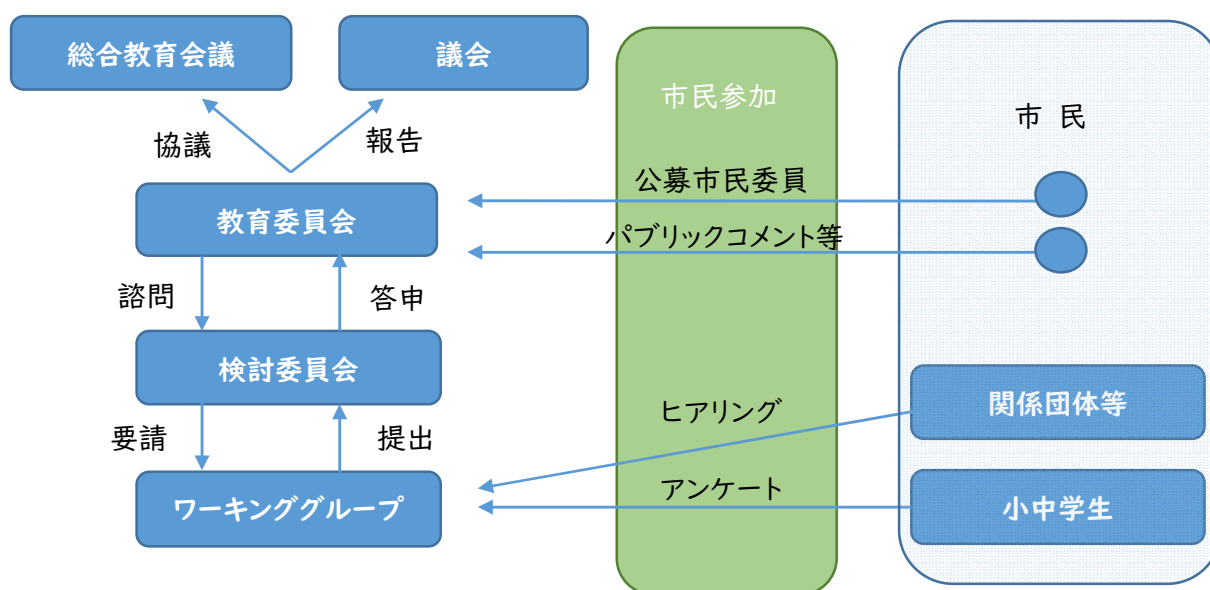
狛江市PTA連合会、各学校運営協議会、校長会（小中）、狛江市体育協会、狛江市公民館運営審議会、狛江市図書館協議会等

## V 策定スケジュール(予定)

教育委員会協議会による教育理念及び教育目標(案)の検討を始めとし、検討委員会への諮問、小中学生アンケート及び関係団体等ヒアリングを踏まえ、素案を作成、市民参加(市民説明会及びパブリックコメント)の結果を反映した上で、検討委員会からの答申を経て、教育委員会において、第4期狛江市教育振興基本計画(案)を策定し、総合教育会議をもって決定します。

第4期教育振興基本計画(新教育大綱)策定スケジュール(案)					
日程	総合教育会議	教育委員会	検討委員会	教育部ワーキンググループ	その他
令和5年11月～2月		教育委員会協議会 検討:教育理念及び目標(案)等			
令和6年3月	令和5年度第2回会議 協議:教育理念及び目標(案)等	令和6年第3回定例会 審議:教育理念及び目標(案)等			※ 策定スケジュール等 ・庁議報告/議会報告
令和6年5月		※検討委員会へ諮問	第1回検討委員会 検討:課題抽出	①アンケート作成・ヒアリング等	※ 調査 ・小中学生アンケート ・関係団体等ヒアリング
令和6年7月			第2回検討委員会 検討:課題整理	②アンケート・ヒアリング結果集約等	
令和6年8月	令和6年度第1回会議 協議:教育振興基本計画骨子案	令和6年第8回定例会 審議:教育振興基本計画骨子案	第3回検討委員会 検討:教育振興基本計画骨子案	③骨子原案検討等	
令和6年10月			第4回検討委員会 検討:教育振興基本計画素案	④素案原案検討等	
令和6年11月	令和6年度第2回会議 協議:教育振興基本計画素案	令和6年第11回定例会 審議:教育振興基本計画素案	第5回検討委員会 検討:教育振興基本計画素案		※ 教育振興基本計画素案 ・庁議報告(庁内意見聴取)
令和6年12月					※ 教育振興基本計画素案 ・議会報告 (総務文教委員会協議会) ・パブリックコメント ・市民説明会
令和7年1月		令和7年第1回定例会 報告:パブリックコメント結果等	第6回検討委員会 検討:教育振興基本計画(案)	⑤パブリックコメント集約等	※パブリックコメント結果等 ・庁議報告
令和7年2月	令和6年度第3回会議 協議:教育振興基本計画(案) ※ 教育振興基本計画 決定	令和7年第2回定例会 審議:教育振興基本計画(案)	第7回検討委員会 検討:教育振興基本計画(案) ※ 教育長へ答申	⑥教育振興基本計画原案作成	
令和7年3月					※教育振興基本計画 ・庁議報告 ・議会報告 (総務文教委員会協議会)

※ 教育部ワーキンググループは、必要に応じて随時ミーティングする



第3期狛江市教育振興基本計画改定スケジュール(予定)

日程	総合教育会議	教育委員会	検討委員会	教育部ワーキンググループ	その他
令和5年11月～2月		教育委員会協議会 検討:教育理念及び目標(案)等			
令和6年3月	令和5年度第2回会議 協議:計画改定の方針等 【令和6年3月8日(金)】	令和6年第3回定例会 審議:計画改定の方針等 【令和6年3月8日(金)】			※ 策定スケジュール等 ・庁議報告 / 議会報告
令和6年5月		令和6年第5回定例会 審議:検討委員会へ諮問 【令和6年5月16日(木)】	第1回検討委員会 検討:関連計画等について 【令和6年6月4日(火)】	①アンケート作成・ヒアリング等 第1回WG 【令和6年5月24日(金)】	※ 調査 ・小中学生アンケート ・関係団体等ヒアリング
令和6年7月			第2回検討委員会 検討:課題整理 【令和6年7月30日(火)】	②アンケート・ヒアリング結果集約等	
令和6年8月	令和6年度第1回会議 協議:教育振興基本計画骨子案	令和6年第8回定例会 審議:教育振興基本計画骨子案	第3回検討委員会 検討:教育振興基本計画骨子案 【令和6年8月27日(火)】	③骨子原案検討等	
令和6年10月			第4回検討委員会 検討:教育振興基本計画素案	④素案原案検討等	
令和6年11月	令和6年度第2回会議 協議:教育振興基本計画素案	令和6年第11回定例会 審議:教育振興基本計画素案	第5回検討委員会 検討:教育振興基本計画素案		※ 教育振興基本計画素案 ・庁議報告(庁内意見聴取)
令和6年12月					※ 教育振興基本計画素案 ・議会報告 (総務文教委員会協議会) ・パブリックコメント ・市民説明会
令和7年1月		令和7年第1回定例会 報告:パブリックコメント結果等	第6回検討委員会 検討:教育振興基本計画(案)	⑤パブリックコメント集約等	※パブリックコメント結果等 ・庁議報告
令和7年2月	令和6年度第3回会議 協議:教育振興基本計画(案) ※ 教育振興基本計画 決定	令和7年第2回定例会 審議:教育振興基本計画(案)	第7回検討委員会 検討:教育振興基本計画(案) ※ 教育委員会へ答申	⑥教育振興基本計画原案作成	
令和7年3月					※教育振興基本計画 ・庁議報告 ・議会報告 (総務文教委員会協議会)